

## 地域生活支援拠点等に係る加算の概要

令和6年4月現在

拠点事業所として登録・対応いただいた場合に得られる加算等の概要は下記のとおりです。  
 実際の請求に当たっては、法令等の規定を十分確認してください。

サービス種別	加算名称	概要
計画相談支援 ・障害児相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算	地域生活支援拠点等である事業所において、相談支援専門員が相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度） 700単位/回
	地域体制強化共同支援加算	特定相談支援・障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等について他の福祉サービス等の事業者と3者以上と共同して課題検討等を行い、在宅での療養上必要な説明および指導を行った上で、協議会に文書により説明、報告した場合（当該計画支援対象障害者1人につき1月に1回を限度） 2,000単位/回
居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護・行動援護	緊急時対応加算	居宅介護計画等に位置づけられていない居宅介護等を、利用者等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合 100単位/回（月2回を限度） 拠点等の場合 さらに50単位/回を加算
短期入所	（地域生活支援拠点等である場合）	拠点等である事業所がサービス提供を行った場合 利用を開始した日について、定める単位にさらに100単位/日を加算 連携及び調整に従事する者を配置し、一定の重度障がい者等を支援した場合 さらに200単位/日を加算
施設入所支援	地域移行促進加算（Ⅰ）	拠点等である障がい者支援施設の入所者が、地域移行支援による障がい福祉サービスの体験的な宿泊支援を利用する場合に、入所施設の職員が地域移行支援事業者との連絡調整その他の支援を行った場合 所定単位数に代えて120単位/日を算定
	地域移行促進加算（Ⅱ）	拠点等である障害者支援施設が、共同生活援助等の見学や食事体験など、地域生活への移行に向けた支援を行った場合 60単位/日（月3回を限度）
生活介護、 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、 就労移行支援、 就労継続支援（A型・B型）	緊急時受入加算	拠点等である事業所が、利用者の緊急事態において、夜間に支援を実施した場合 100単位/日